

令和8年8月17日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

各政令指定都市・中核市介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和8年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）
「短期入所生活介護におけるサービス提供状況の実態把握に係る調査研究事業」
短期入所生活介護に関するアンケートへのご協力のお願いについて

平素より厚生労働行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が、別添1-1～1-3（調査実施要領）、別添2-1～2-3（Excel調査票）のとおり、令和8年度老人保健健康増進等事業「短期入所生活介護におけるサービス提供状況の実態把握に係る調査研究事業」において、①都道府県・市区町村、②短期入所生活介護事業所、③居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対し、短期入所生活介護に関する実態や取組工夫、課題等を把握するための調査を実施することとなりました。

本調査の結果は、令和9年度介護報酬改定に向けた今後の方向性、課題の整理、施策の検討に役立てることを予定しております。重要な調査となりますため、業務ご多忙の折お手数をおかけいたしますが、

- ・都道府県におかれましては、管内の市区町村及び短期入所生活介護事業所、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対する別添1-1～1-3（調査実施要領）、別添2-1～2-3（Excel調査票）の周知と自治体アンケートへの回答

＜周知＞

- ①市区町村：別添1-1、別添2-1
- ②短期入所生活介護事業所：別添1-2、別添2-2
- ③居宅介護支援事業所のケアマネジャー：別添1-3、別添2-3

＜自治体アンケートの回答＞

- ・別添1-1と別添2-1をご参照ください。

- ・政令指定都市、中核市におかれましては、管内の短期入所生活介護事業所、居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの別添1-2～1-3、別添2-2～2-3の周知と自治体アンケートへの回答

＜周知＞

- ②短期入所生活介護事業所：別添1-2、別添2-2
- ③居宅介護支援事業所のケアマネジャー：別添1-3、別添2-3

＜自治体アンケートの回答＞

- ・別添1-1と別添2-1をご参照ください。

について、それぞれご協力いただきますようお願いいたします。

調査に関するお問い合わせ先
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
（別添をご参照ください）